

別府市老朽危険空き家等除却推進事業補助金

老朽化で倒壊等の恐れがある空き家を除却する費用の一部を補助します。

次に掲げる要件をすべて満たす老朽空き家等の所有者とこれを管理すべき者を補助対象とします。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none">① 老朽空き家等の所有者そのほかこれを管理すべき者。② 法人、暴力団関係者でないこと。③ 別府市の市税の滞納がないこと。④ その属する世帯全員で昨年(申請が1月から6月までの間に行われる場合は、一昨年)の合計所得金額が 2,714,000 円以下 であること。
補助対象建物	<ul style="list-style-type: none">① 市内に存する老朽空き家等で、下記すべてに該当すること。<ul style="list-style-type: none">○木造住宅○1年程度空き家で使用していないもの○周辺の住環境を阻害していると判定されたもの(市担当者による事前調査)○不良住宅と同等であると判定されたもの(市担当者による外観目視での事前調査)② 所有権以外の権利が設定されていないこと。(権利者から除却の同意がある場合は除く)③ 敷地を老朽空き家等が存することを知った上で売買等(相続を除く。)により譲り受けた者が所有するものでないこと。④ 別府市空家等対策条例第13条の規定により公表されたものでないこと。
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none">① 敷地内の老朽空き家等の全てを除却するものであること。② 補助対象者が直接に除却工事の請負契約を締結するものであること。③ 他の同種の補助金等の交付を受けていないものであること。④ 暴力団関係者が関与するものでないこと。⑤ 空き家等対策の推進に関する特例措置法第14条第3項の規定による措置命令を受けて行うものでないこと。⑥ その他市長が適当でないとするものでないこと。
補助金の額	<ul style="list-style-type: none">① 補助金の交付の対象となる経費は、補助金の交付の対象となる物件(建築物に限る。)の除却に要する費用。(消費税及び地方消費税を除く。)② 補助金の額は、補助金の交付の対象となる経費に2分の1を乗じて得た額。(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)ただし、その額が50万円を超えるときは、50万円。
申請受付期限	1月末まで【予算に達し次第終了】 ※11月末までに事前調査申請を行うものに限る【要相談】 ※2月末まで完了報告(支払い後)ができるものに限る



〒874-8511
大分県別府市上野口町1-15
別府市建設部 都市計画課 建築指導係
電話：0977-21-2570